

令和5年12月21日

南陽市議会
議長 船山利美 殿

議会機能等検討特別委員会
委員長 高橋 篤

議会機能等検討特別委員会の検討結果について（最終報告）

去る4月21日の臨時会において、発議により議員定数や報酬、議員としての倫理強化などの調査研究を行う委員6名で構成される「議会機能等検討特別委員会」を設置し、14回にわたり委員会を開催し、慎重に検討を重ね審議を行ってまいりました。

議員定数、報酬、政務活動費については、先の9月定例会において審議結果を報告し、併せて議員定数条例の一部改正についての議案を提出し、議決いただいたところでもあります。また、議員報酬については、中間報告書を市長に手渡し、検討をお願いしたところでもあります。

当委員会としては、その後、議員の倫理強化（モラル）等について引き続き討議を行い、このたびその結果がまとまりましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

記

第1 特別委員会設置の経緯

令和5年9月21日中間報告による

第2 審査経過

これまでの審査日時・場所・内容は次のとおりであります。

第1回 （令和5年4月21日）から
第9回 （令和5年9月15日）まで
令和5年9月21日中間報告による

第10回 特別委員会

令和5年10月20日（金）午前11時から

場所 第2委員会室

- (1) 議員の倫理強化（モラル）について
- (2) 常任委員会の構成について

第11回 特別委員会

令和5年11月10日（金）午前9時から

場所 第2委員会室

- (1) 議員の倫理強化（モラル）について

第12回 特別委員会

令和5年11月21日（火）午前11時12分から

場所 第2委員会室

- (1) 議員の倫理強化（モラル）について
 - ① 南陽市議会議員政治倫理条例（案）について

第13回 特別委員会

令和5年12月4日（月）午後1時48分から

場所 第2委員会室

- (1) 関係条例の整備について
 - ① 南陽市議会議員政治倫理条例（案）について
 - ② 南陽市議会委員会条例の一部改正について

第14回 特別委員会

令和5年12月14日（木）午前11時20分から

場所 第2委員会室

- (1) 関係条例の整備について
 - ① 南陽市議会委員会条例の一部改正（案）について
 - ② 南陽市議会議員政治倫理条例（案）について
- (2) 特別委員会最終報告（案）について
- (3) 今後のスケジュールについて

第3 審査の結果

当委員会では、議員定数、議員報酬、政務活動費及び議員の倫理強化について、それぞれ集中的、かつ鋭意慎重に検討を重ねてまいりました。

そのうち議員定数、議員報酬、政務活動費につきましては、令和6年3月が改選時期であることから優先して審議を進めたところであります。なお、協議を進める中で、委員からは、議員定数の削減には反対との意見もありましたが、議員全員を対象としたアンケート結果なども参酌し、定数1名削減を委員会の

結果としてまとめたところであります。

先の9月定例会最終日には中間報告を行い、併せて議員定数条例の一部改正について提案し、可決いただきました。また、議員報酬については、中間報告書を市長に手渡し、増額についてご検討をお願いしたところであります。政務活動費の額や用途については現状維持とし、公開の方法については今後更に透明性の確保に努めていくべきといたしました。

その後の第10回から第14回の委員会において、議員定数1名削減に伴う常任委員会の構成及び議員の倫理強化について検討を重ねてまいりました。

1 常任委員会の構成について

他自治体議会では、1人で複数の常任委員会に所属している例や常任委員会の数を減らしている例もあるが、現時点では、現状の3常任委員会の構成が適当である。なお、委員会の構成人数としては、総務常任委員会5人、文教厚生常任委員会6人、産業建設常任委員会5人の計16人とする。

ただし、今後、議会機能の維持、強化を検討する際には、再度検討が必要と考える。

2 議員の倫理強化に関すること

議員は、市民の代表者としての自らの役割と責務を自覚し、市民の信頼に応えられるよう誠実にその職務を遂行しなければならない。その基本となる事項については、明文化すべきである。

第4 議会機能等検討特別委員会

委員長	高橋	篤
副委員長	高橋	弘
委員	川合	猛
委員	板垣	致江子
委員	佐藤	明
委員	殿岡	和郎